

ガス導管事業者の収支状況等の事後評価について

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者における効率化・託送料金の低廉化と質の高いガス安定供給の両立を促すため、本年度におけるガス導管事業者の収支状況等の事後評価の進め方について、ご審議いただく。

1. 趣旨

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の①効率化・託送料金の低廉化と②将来にわたる質の高いガス安定供給の両立を実現するため、各事業者の収支状況や効率化の取組状況等について、本年度から、電力・ガス取引監視等委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うこととする。

あわせて、一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の効率化の取組状況を評価することにより、その効率化・低廉化を促進する。

なお、平成30年9月26日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。

2. 本年度の進め方（案）

1) 対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全143社）

2) 評価内容

料金審査専門会合において、主に以下の項目について、上述1)の対象事業者の託送収支等を分析・評価する。なお、各事業者の収支等の分析を通じて制度面での対応の必要性が浮き彫りになった場合には、そのあり方について関連部局と連携しながら検討する。

①託送収支の状況

各事業者の託送収支について、公表された収支に加え、各社から情報を収集して実情を把握し、分析する。

対象事業者の中には、需要増などの要因により大きな超過利潤が発生している事業者がある。これらの事業者について、その要因を分析するとともに、今後も大きな超過利潤が継続すると見込まれる場合には、今後の方針について説明を求める。

②効率化に向けた取組状況

先進的な取組を行っていると期待される大手3社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）について、その経営効率化に向けた取組状況等を料金審査専門会合において聴取する。

これにより、先進的な取組等に関する情報の共有を図り、ガス導管事業全体の効率化に向けた取組を後押しする。

③中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

各社の安定供給・保安等の取組状況や導管延伸に向けた取組状況を把握・評価する。

④内管工事の取組状況

一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の取組状況を評価することにより、効率化・低廉化を促進する。

3. スケジュール

10月中 料金審査専門会合での審議の開始

来年3月まで 取りまとめ